

令和 8 年小田原市議会 6 月定例会
建設経済常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
緊急経済対策信用保証料補助金について	産 業 政 策 課	1

令和 8 年 6 月 19 日

緊急経済対策信用保証料補助金について

1 目的

今般の中東情勢の影響により、売上や利益の減少といった厳しい経営状況に直面する市内の中小企業者に対し、信用保証料補助事業を大幅に拡充し、資金繰りを支援する。

2 事業概要

(1) 対象者

今般の中東情勢の影響により、売上や利益が減少するなど、経営状況が悪化して事業活動に支障をきたしている市内の中小企業者で、小田原市中小企業小口資金融資（以下「融資」という。）を利用した者

(2) 補助内容

融資を利用する際に神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の補助（補助上限 50 万円）

※既存制度では補助上限 10 万円

(3) 対象期間

融資実行日（金融機関との契約日）が、原則として、令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

3 予算額

負担金補助及び交付金 40,000 千円

4 財源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国 10/10）